

新潟市ふれあい健康センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 5 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第26号

新潟市ふれあい健康センター条例の一部を改正する条例

新潟市ふれあい健康センター条例（平成12年新潟市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表個人の項利用料金の額の欄中「1,400円」を「1,000円」に改め、同表個人会員の項利用料金の額の欄中「27,000円」を「35,000円」に、「16,000円」を「21,000円」に、「9,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定（個人会員の利用料金の額に限る。）は、この条例の施行の日以後の登録に係る利用料金について適用する。